

浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の決定（浪江町）

都市計画浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のとおり決定する。

名 称			浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設					
位 置			双葉郡浪江町大字権現堂字塚越、上馬洗田、下馬洗田、上柳町、中柳町、下柳町、上続町、下続町、北深町、南深町、蛭子町、新町、由草田、矢沢町及び一丁田、大字川添字佐野					
面 積			約 8. 4 ha					
位 置 及 び 規 模	特定公益的・特定業務施設		約 2. 5 ha		備考	交流、商業、業務施設等を配置する。		
	特定公益的・住宅施設		約 0. 9 ha			住宅等を配置する。		
	特定公益的施設		約 0. 3 ha			公共公益施設等を配置する。		
	特定 公共 施設	道路	種 別	名称	幅員	延長	備考	
			区画道路・歩行者専用道路	—	16～4m	約 2, 600m	駅東西に交通広場を配置する	
			町道上続町反町線を主要な動線とし、区画道路及び歩行者専用道路を配置する。					
		広場	交通広場と一体的な広場を駅前及び広場を地区東部に配置する。					
		その他の公共施設	水路 既設水路の機能を確保する。 下水道 ①雨水：道路内排水施設等により既設排水路へ放流する。 ②汚水：汚水処理施設により処理し既設排水路へ放流する。 上水道 浪江町により供給する。					
	小 計		約 4. 7 ha					
			特定公益的・特定業務施設		特定公益的・住宅施設		特定公益的施設	
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度			200／100、又は 400／100		400／100		200／100	
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度			60／100、又は 80／100		80／100		60／100	
建築物の高さの最高限度			—		—		—	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

浪江町は、原子力災害対策特別措置法の規定により、6年間町域のすべてが避難指示区域となっていました。平成29年3月に中心市街地を含む町域の一部の避難指示が解除されました。本地区は、中心市街地全体の復興及び再生の促進に向け、先導的にJR浪江駅周辺を整備し、誰もが住みやすい快適な暮らしや商業機能の活性化、にぎわいの回復等の拠点となる市街地を形成するため、本書のとおり、一団地の復興再生拠点市街地形成施設を決定するものです。

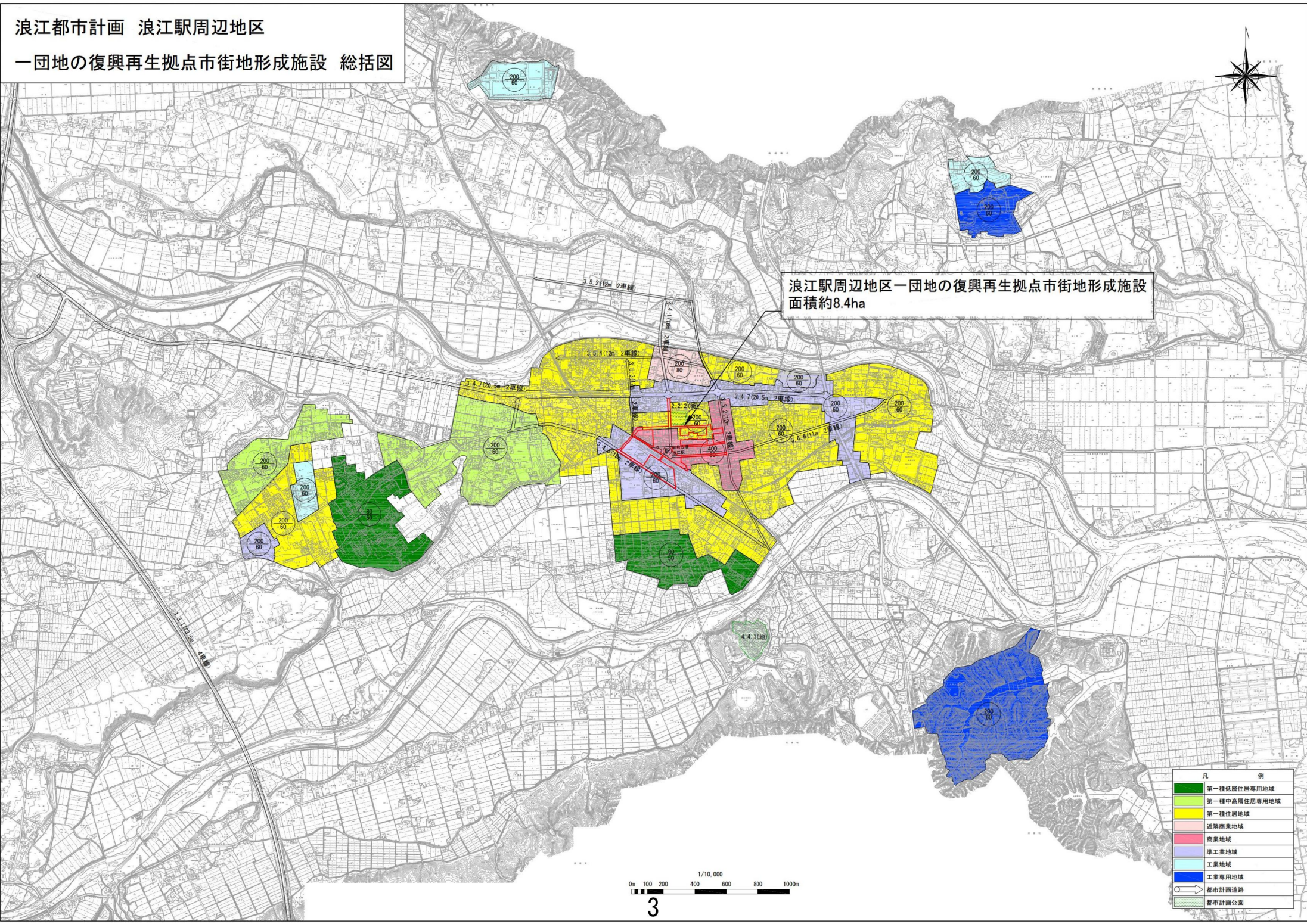
都市計画の決定に係る土地の区域

1 新たに都市計画を決定する土地の区域

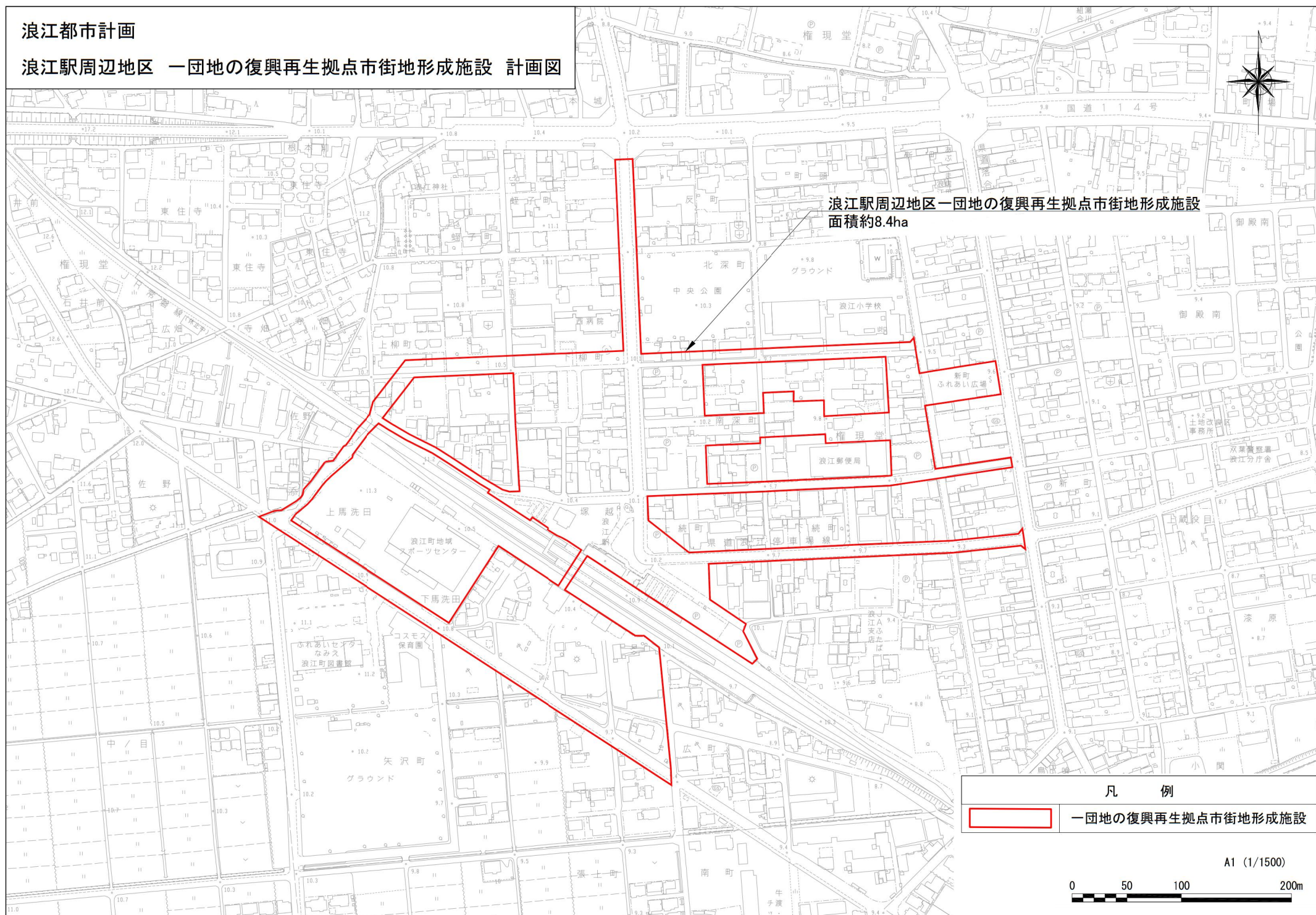
福島県双葉郡浪江町のうち

大字^{ごんげんどう}権現堂字^{つかのこし}塚越、上馬洗田^{かみうまあらいだ}、下馬洗田^{しもうまあらいだ}、上柳町^{かみやなぎまち}、中柳町^{なかやなぎまち}、下柳町^{しもやなぎまち}、上続町^{かみつづきまち}、
下続町^{しもつづきまち}、北深町^{きたふかまち}、南深町^{みなみふかまち}、蛭子町^{えびすまち}、新町^{しんまち}、由草田^{ゆくらだ}、矢沢町^{やざわまち}及び一丁田^{いっちようだ}、大字川添字^{かわぞえ}佐野^{さの}
の各一部の区域

浪江都市計画 浪江駅周辺地区
一団地の復興再生拠点市街地形成施設 総括図

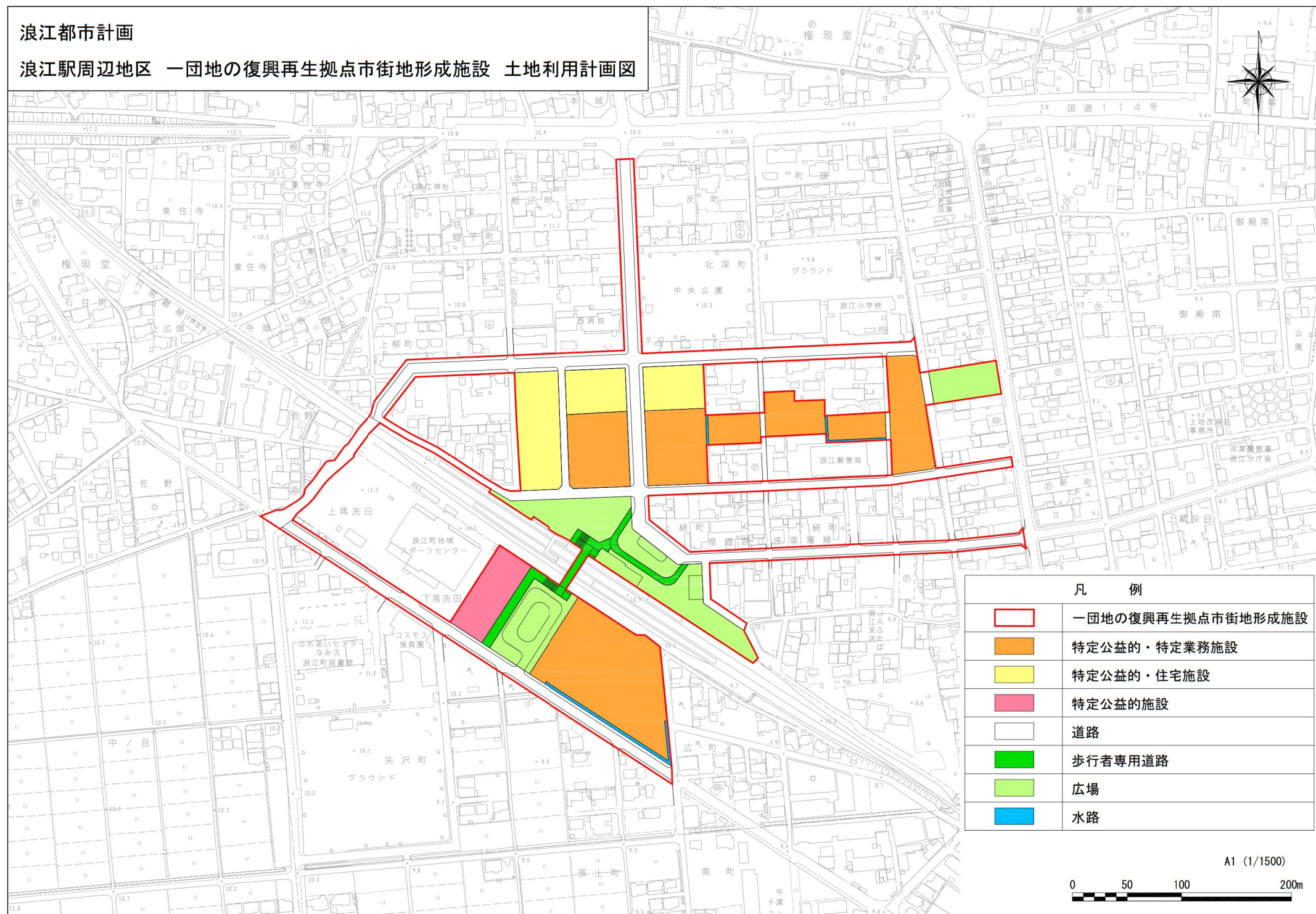


浪江駅周辺地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 計画図



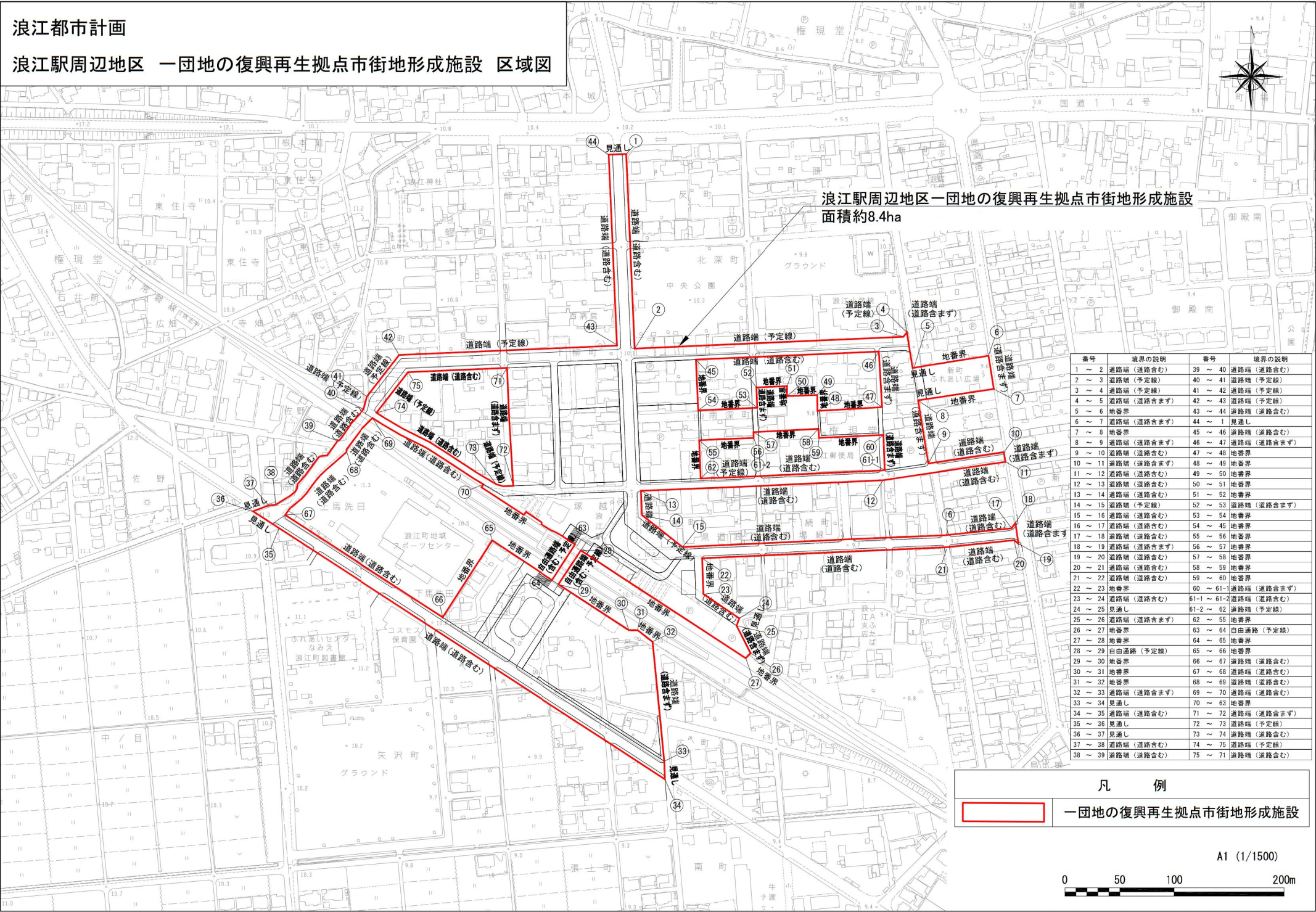
浪江都市計画

浪江駅周辺地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 土地利用計画図



浪江都市計画

浪江駅周辺地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 区域図



浪江駅周辺地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 字界図

